

一般社団法人教育機関の情報環境構築と人財育成協議会  
定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人教育機関の情報環境構築と人材育成協議会（以下「本会」という。）とし、通称をファーストスタープロジェクト（First Star projects）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都府中市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、各教育機関が抱えている ICT 環境構築における様々な課題について、共に模索、検討しながら、それぞれの教育機関の実情に即した形で ICT 環境を組み立てるためのサポートをすることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ICT 環境構築における調査研究
- (2) ICT 環境構築におけるコンサルティング
- (3) ICT 環境構築における各種問題解決のための活動支援
- (4) ICT 環境構築における人材育成
- (4) ICT 環境構築における映像コンテンツ制作
- (4) ICT 環境構築における電子書籍制作及び書籍の出版
- (5) ICT 環境構築における会員間の情報交換
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 特別協賛会員 本会の目的を積極的に支持し、目的達成を共同で推進することを賛同する企業及び団体等

- (2) 協賛会員 本会の目的に賛同し、その達成に協力し、援助する企業及び団体等
- (3) SD 会員 本会の定めるソリューションディレクター（以下、「SD」という。）試験を受験後、SD として認定された個人
- (4) 個人会員 本会の目的に賛同する個人

2 前項の特別協賛会員、協賛会員及び SD 会員（以下「正会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（入会）

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、別に定める会費を添えて入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

（年会費）

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会において別に定める年会費を支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（任意退会）

第 8 条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。
- (2) 本会の目的を明らかに著しく損なう行為を行った場合。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 第 7 条の年会費の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (4) 正会員全員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、議決権の10分の1を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。
- 4 正会員は、書面による議決権の行使ができる。
- 5 代理人及び書面により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会に出席した正会員より選出された議事録署名人1名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任免除)

第25条 本会は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

（剰余金の分配禁止）

第 35 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 37 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 38 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 39 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。



## 附 則

第 40 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成 29 年 4 月 30 日までとする。

第 41 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 東京都府中市幸町二丁目 32 番地の 3

氏名 渡邊 純一

住所 神奈川県横浜市緑区長津田町 2301 番地 13、507 号

氏名 石川 正

第 42 条 本会の設立時理事は次のとおりである。

設立時理事 渡邊 純一

設立時理事 福原 美三

設立時理事 阪井 和男

設立時理事 小松 大

設立時理事 安藤 昇

設立時理事 鈴木 誠人

設立時理事 平井 聡一郎

設立時理事 竹生 秀之

設立時理事 石川 正

設立時理事 上松 恵理子

第 43 条 本会の設立時監事は次のとおりである。

設立時監事 齋藤 正武

第 44 条 本会の設立時代表理事は次のとおりである。

東京都府中市幸町二丁目 32 番地の 3

設立時代表理事 渡邊 純一

第 45 条 本附則第 41 条乃至本条は、平成 29 年 4 月 30 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する

以上、一般社団法人教育機関の情報環境構築と人財育成協議会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士谷口咲は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 28 年 12 月 8 日

東京都府中市幸町二丁目 32 番地の 3  
設立時社員 渡 邊 純 一

神奈川県横浜市緑区長津田町 2301 番地 13、507 号  
設立時社員 石 川 正

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人  
東京都中央区京橋三丁目 9 番 7 号  
司法書士 谷口 咲